

益田市温泉施設あり方調査・検討業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

益田市温泉施設あり方調査・検討業務

2 業務目的

益田市においては、美都温泉及び匹見峡温泉の両施設が建設から30年程度を経過し、施設・設備の老朽化が進行している状況にある。また、地域における人口減少や利用者数の減少といった社会環境の変化も進んでおり、今後も持続的に施設を維持・運営していくためには、新たな視点からの見直しが求められている。

一方で、これらの温泉施設はこれまで地域振興や観光拠点として重要な役割を果たしてきた経緯があり、その整備背景や地域における機能・価値を踏まえた検討が求められている。

本業務により、両温泉施設の現状（施設状況、利用実績、運営コスト等）について客観的かつ定量的なデータを整理・分析し出された複数の検討案から、市において今後の施設のあり方についての方向性を決定するものである。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「益田市温泉施設あり方調査・検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、仕様書は本市が業務の成果として求める最低限の内容を示しており、本プロポーザルに置ける特定者の技術提案内容に応じて変更があるものとする。

(2) 契約限度額

本業務の契約限度額は、6,237,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約金額の上限を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 担当部局（提出先・問い合わせ先）

益田市 産業経済部 観光交流課（担当：穂山、大賀）

所在地：益田市駅前町17-1

電話：0856-31-0331（直通） Fax：0856-23-4655

Email：kouryu@city.masuda.lg.jp

5 参加資格

(1) 参加資格は次のとおりとする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者で

あること。

- ② 島根県内に本社を有すること。
- ③ 令和7年～令和9年度益田市の入札参加資格の名簿に登録している者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。また、公募の参加申請と同時に益田市入札参加資格名簿への登録手続きを行うことも可とする。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 過去6ヶ月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出していないこと。
- ⑦ 破産法（平成15年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 公表の日から参加申込書の提出期限までの間、本市及び他の自治体から指名停止措置又は入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 法人及びその役員又は設置事業の構成者等が暴力団又は暴力団関係者（又はこれらであったもの）でないこと。
- ⑩ 管理技術者として、技術士（技術士（建設部門・都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）又は一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- ⑪ 担当技術者として、建築士（一級又は二級）の資格を有する者を配置すること。

6 スケジュール

内容	日程
公募開始	令和8年6月3日（水）
参加表明書等の受付期間	令和8年6月3日（水）～令和8年6月17日（水）17時必着
質問書受付期間	令和8年6月3日（水）～令和8年6月11日（木）正午必着
質問書回答	令和8年6月15日（月）
1次審査（書類審査）	令和8年6月23日（火）
1次審査結果通知	令和8年6月25日（木）予定
企画提案書等提出期限	令和8年7月2日（木）正午必着
2次審査	令和8年7月6日（月）予定
結果通知	令和8年7月8日（水）予定
契約締結	第2次審査後速やかに

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類等（応募書類については、益田市公式ウェブサイトにてダウンロードできます。）

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 業務実績（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 配置予定技術者経歴書（様式5-1、5-2）
- ⑥ 法人登記簿謄本
- ⑦ 財務諸表
- ⑧ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

(2) 提出部数

2部（正本1部、副本1部（副本はコピー可））

※提出書類は全てA4版縦、横書き、ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

益田市産業経済部観光交流課（前記4参照）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) 提出期限

令和8年6月17日（水）17時必着。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期間 令和8年6月3日（水）～令和8年6月11日（木）正午必着

(2) 提出方法 ファックス又は電子メールにより、質問書（様式6）を添付して提出すること。

なお、提出後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(3) 提出場所 益田市産業経済部観光交流課（前記4参照）

(4) 回答方法 令和8年6月15日（月）までに、益田市公式ウェブサイトにて公表する。

なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類（応募書類については、益田市公式ウェブサイトにてダウンロードできます。）

- ① 企画提案書表紙（様式7）
- ② 業務実施体制（様式8）
- ③ 業務実施スケジュール（任意様式）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 見積書及び見積内訳書等（任意様式）

(2) (1) ④企画提案書に係る作成要領

- ① 用紙はA4版縦、横書き、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

- ② 表紙を除いて10枚(20ページ)以内で両面印刷とする。
必要に応じA3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。
- ③ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(3) 提出部数

8部(正本1部、副本7部(副本はコピー可))

※正本、副本ともに応募書類及び添付書類を一式ファイリングし提出すること。

※正本及び副本には、ページ番号を記載すること。

(4) 提出期限等

- ① 提出期限 令和8年7月2日(木)正午必着
- ② 提出曜日 祝祭日を除く月曜から金曜まで
- ③ 提出時間 8時30分から17時15分まで
- ④ 提出場所 益田市産業経済部観光交流課(前記4参照)
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

1.0 評価方法及び契約候補者の特定

(1) 選定委員会

本市が別に定める「益田市温泉施設あり方調査・検討業務委託候補者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)が審査を行う。

(2) 第1次審査(書類審査)

参加表明書で提出された業務実績等を別紙「評価基準」(1)及び(2)で示す評価基準に基づいて審査し、提案者が4者以上の場合、高い評価を得た提案者から順に3者を選考する。

- ① 実施日 令和8年6月23日(火)予定

(3) 第2次審査(プレゼンテーションによる最終審査)

第1次審査により選考された者が企画提案についてプレゼンテーションを行う。

- ① 実施日時等 日時:令和8年7月6日(月)の13時30分から(予定)
場所:益田市役所本庁3階 大会議室 ※詳細は別途通知する。

- ② プレゼンテーション所要時間

1提案者につき、35分以内とする。

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・審査委員からの質疑 15分以内

- ③ 注意事項

- ・会場への入場者は1提案者あたり3名までとする。
- ・パワーポイント等を使用する際は、企画提案書提出時に連絡すること。なお、その時はパソコンは提案者が持参し、プロジェクター、スクリーンについては本市が用意する。
- ・プレゼンテーション審査20分前までには、所定の場所で待機すること。指定時間に遅れた場合は失格とみなす。(止むを得ず遅れる場合は、20分前までに連絡を入れること。)
- ・プレゼンテーション参加者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできな

い。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」による。

(5) 契約候補者の特定

- ① 提出された参加表明書、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーション内容について審査し、第1次審査及び第2次審査の評価点数の合計が最も高い提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- ② 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立する。
- ③ 選定委員会各委員の持ち点(100点)を合算した値の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない場合は、選定委員会において審議することとする。
- ④ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者(最低基準を満たしている者に限る。)を新たな契約候補者として手続きを行う。
- ⑤ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の(4)企画提案について評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に選定委員会の合議により優先者を決定する(第1次審査を実施した場合の特定について、事業者の経験及び能力について評価が高い提案書を優先とし、以下同様とする。)

(6) 審査結果の通知

① 第1次審査

第1次審査通過者に対し、結果通知書(様式9)を電子メールにより通知する。

② 第2次審査

第2次審査参加者全員に対し、結果通知書(様式10)を電子メールにより通知する。

選考結果については、益田市公式ウェブサイトで公開する。なお、審査の経過に関する質問及び結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 見積書金額が契約限度額を超過したもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認めた場合

1.2 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約限度額

の範囲で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位者から順に繰り上がるものとする。

① 提案資格または提案内容が無効になったとき。

② その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき。

1.3 その他留意事項

(1) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式11)を持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から17時15分まで)又は郵送により速やかに提出すること。

(2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出後の参加表明書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更については、観光交流課から指示のあった場合を除き原則として認めないものとする。

(4) 提出書類は返却しない。また、契約候補者の選定の目的以外には使用はしないものとする。

(5) 審査の内容についての問い合わせには一切応じない。

評価基準

評価項目	配点	評価基準
(1)業務実績	5	① 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか
(2)実施体制	10	① 業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っており、業務に関する信頼性や高い遂行能力が期待できるか
(3)見積金額	5	① 業務内容に係る経費が適切かつ妥当な価格であるか
(4)企画提案の内容	80	① 業務理解・基本方針 本業務の目的・課題を的確に理解しているか。 ② 実施体制・業務遂行能力 実施体制が適切で、現実的な工程となっているか ③ 調査・分析手法の妥当性 手法が合理的かつ的確か ④ あり方検討の内容 現在のサービスの評価を行うにあたり、必要な事項を理解しているか ⑤ 独自提案・付加価値 多角的かつ論理的で、説得力のある内容となっているか 提案内容に対して適切な金額となっているか
合計	100	